



転入日	転出予定日	受付者
令和 . .	令和 . .	

※不足書類等  その他

金融機関・口座

別監申立

認定番号

宛名番号

※ 備考

提出年月日	※ 受付確認年月日
令和 . .	令和 . .

## 児童手当 認定請求書

(あて先) 埼玉県入間市長

受給資格の認定に伴う住民基本台帳、税情報等の調査を行うことに確認することに同意します。また情報提供ネットワークシステムを使用して、他自治体へ税額情報等の情報を照会し、事務手続きが行われることに同意し、認定請求します。

請求者	フリガナ											生年月日	昭和 平成	年	月	日	振込先	銀行 信用金庫 信用組合 農協	支店・店 出張所											
	氏名											性別	男・女	配偶者の有無	有・無	預金種別		普通・当座	口座番号 (右つめ)	支店コード( )										
	住所	〒 358- 入間市										個人番号						口座名義 (カタカナで記入)												
	職業	ア 被用者(会社員等) イ 公務員(勤務先: ) ウ 自営業・無職等	年金の種類	ア 厚生年金 イ 国民年金	<input type="checkbox"/> 国家公務員共済 <input type="checkbox"/> 地方公務員等共済 <input type="checkbox"/> 私立学校教職員共済 ウ その他( )				※年金確認	令和 年分所得額																				
	1月1日時点の住所 (1~5月分は前年、6~12月分は本年)	ア 現住所と同じ又は入間市内 イ 現住所と異なる										「イ」の場合の住所を記入				所得の状況	(請求者) 円		(配偶者) 円											
配偶者	フリガナ											生年月日	昭和 平成	年	月	日	住所	別居の場合の住所 1月1日時点の住所(1~5月分は前年、6~12月分は本年) ア 現住所と同じ又は入間市内 イ 現住所と異なる 「イ」の場合の住所を記入										職業	ア 被用者(会社員等) イ 公務員(勤務先: ) ウ 自営業・無職等	
	氏名											同居別居	同・別	請求者の控除対象配偶者または同一生計配偶者の場合に○印		控除対象配偶者 同一生計配偶者		ア 被用者(会社員等) イ 公務員(勤務先: ) ウ 自営業・無職等												
児童の兄弟等 (18歳に達する日以後の最初の3月31日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)	氏名	続柄	生年月日	監護の有無	生計費負担の有無	同居別居	海外留学している場合の出国年月	【注意】 ⑯「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、本請求書と併せて「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。 (児童の兄弟等と児童の合計人数が3人以上の場合に限る。)										※算定対象の場合に○印												
			平成 年 月 日	有・無	有・無	同・別																								
			平成 年 月 日	有・無	有・無	同・別																								
			平成 年 月 日	有・無	有・無	同・別																								
児童	氏名	続柄	生年月日	監護の有無	生計関係	同居別居	海外留学している場合の出国年月	住所(別居の場合)	※児童との関係で、該当する場合に○印	※第3子以降の場合に○印	※3歳未満の場合に○印	※左記以外の場合に○印	※手当月額																	
			平成 年 月 日	有・無	同一・維持	同・別	令和 年 月	未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)	円																		
			平成 年 月 日	有・無	同一・維持	同・別	令和 年 月	未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)	円																		
			平成 年 月 日	有・無	同一・維持	同・別	令和 年 月	未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)	円																		
			平成 年 月 日	有・無	同一・維持	同・別	令和 年 月	未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)	円																		
								認定・却下	※認定・却下年月日	※支給開始年月	※入力日	※合計月額																		
								令和 . .	令和 年 月 (令和 年 月分)	/	円																			

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。  
 ◎ 字は、楷書(かいしよ)ではっきり書いてください。  
 ◎ 請求者及び配偶者に係る項目は、必ず請求者及び配偶者本人が同意事項に同意した上で記入してください。

## 注意

- 1 「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。  
また、本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村(特別区を含みます。以下同様です。)に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 2 「個人番号」の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 3 「年金の種類」の欄は、児童欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。  
ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、( )内にその年金の名称を記入してください。  
イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限り、)であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 4 「所得の状況」の欄は、請求者及び配偶者の前年(1月から5月までの月分については、前々年をいいます。)の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)並びに先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額、条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の合計額を記入して下さい。
- 5 「児童の兄弟等」の欄は、「児童」の欄に記載する児童の兄弟等のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 6 「児童の兄弟等」欄の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 7 「児童の兄弟等」欄の「生計費の負担の有無」の欄は、その欄に記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常的生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生活費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 8 18歳に達する日以後の最初の3月31日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、「児童の兄弟等」欄の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 9 「児童」の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 10 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 11 「児童」の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。  
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。  
イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 12 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって市町村長(特別区の区長を含みます。以下同様です。)が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。  
ア 児童又は児童の兄弟等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童又は児童の兄弟等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童又は児童の兄弟等が世帯主である場合にはその旨、その児童又は児童の兄弟等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの  
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類  
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類  
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類  
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類  
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)  
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類  
ク 請求者に配偶者がある場合には、本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年(1月から5月までの月分については、前々年をいいます。)の所得の額についての市町村長の証明書  
ケ 「児童」の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類  
コ 「児童の兄弟等」の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、この欄に記載した子に係る「監護相当・生計費の負担についての確認書」  
サ 「児童の兄弟等」の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、この欄に記載した子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類